

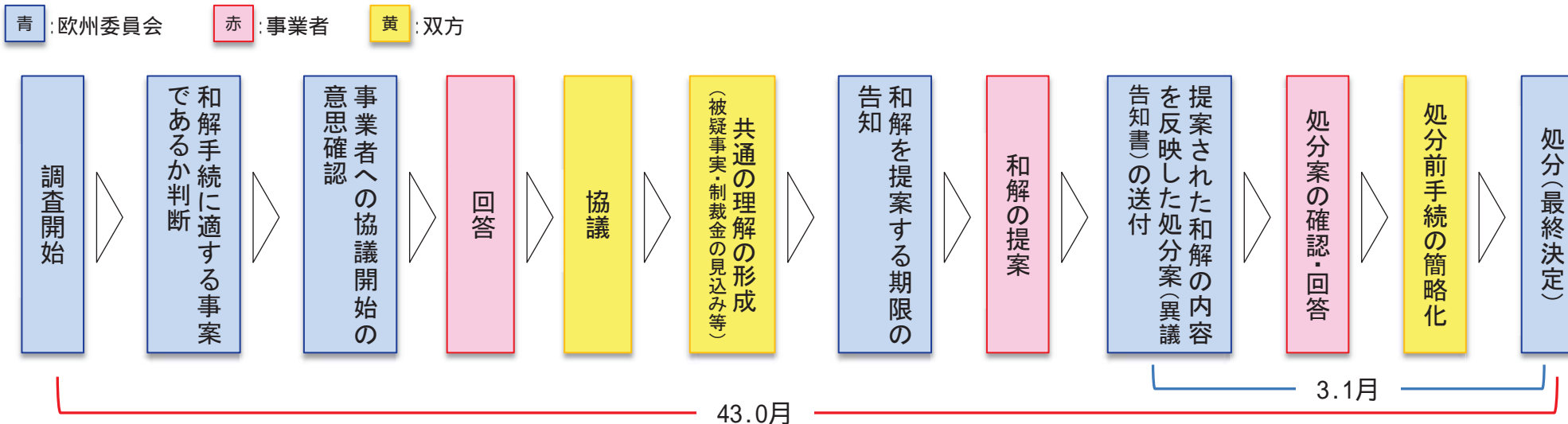
EUの和解手続・確約手続について

1. 制度

和解手続 (settlement procedure) とは、欧州委員会のカルテル事件処理において、違反事実等について事業者の同意が得られた場合に、簡略化された手続で処分を行うまでの一連の手続。

目的は、処分 (最終決定) 前手続の簡略化により、手続の効率化を図ること。

2. 手続 (基本的な流れ)



注: 上記数値は、個別事案における平均処理期間(公正取引委員会調べ)。

< 参考 > 通常の手続の場合、処分案(異議告知書)の送付以降処分までの期間(カルテル事件)は、平均20.2か月(公正取引委員会調べ)。

3. 効果等

違反行為を認定した上で、制裁金を10%減額する。

異議告知書及び最終決定に和解の提案の内容が反映されている場合、事業者は、通常処分前手続で行われる事件記録の開示及び意見聴取を要請できない。

異議告知書及び最終決定文の記載が簡略化される。

4. メリット

- 欧州委員会にとってのメリット： 手続の効率化によるリソースの節約
リソースを他の事件に投入することによる抑止力の向上と法執行全体の効率化
訴訟回避
- 事業者にとってのメリット： 制裁金の10%減額
手続の迅速化によるリソースの節約
最終決定文の情報量減少による私訴（損害賠償訴訟等）リスクの軽減

(出所) 「カルテル事件における理事会規則1/2003号第7条及び第23条に基づく決定の採択に至る和解手続の実施に関する欧州委員会告示」(2008年7月), 欧州委員会ウェブサイトQ & A (Cartel case settlement), 亀岡悦子「EU競争法の最近の動向と実務上の留意点」(『公正取引』No.727)を基に公正取引委員会作成

5. 運用状況

2010年5月に初の和解手続適用事件が処理され、2010年から2014年9月までの間に決定が採択されたカルテル事件25件のうち、14件が和解手続により処理されている。

(出所) 内閣府大臣官房独占禁止法審査手続検討室調べ

6. 事件例

< 事件概要(2013年7月10日決定) >

自動車部品の製造業者である住友電気工業、矢崎総業、古河電気工業、S-Y Systems Technologies (SYS: 矢崎総業の完全子会社) 及びLeoniに対し、トヨタ、ホンダ、日産及びルノー向けのワイヤーハーネスの供給に関し、5つのカルテルを行っていた事案

制裁金総額は、合計1億4179万1000ユーロ

(和解手続の実施に関する欧州委員会告示に基づき、各社の制裁金をそれぞれ10%減額)

EUの和解手続

7. 評価

和解手続は、欧州委と事業者の双方にとって便利なものである。欧州委にとっては、事務負担が著しく軽減されるため、その軽減分のリソースをカルテル事件の調査など、我々の抑止力を高める他の業務に充てることができる。また、事業者は違反行為に係る責任を認めることになるため、その後の欧州の裁判所への訴訟提起の可能性は、全くない又は非常に小さい。和解手続により享受される利益は、事業者にとっても明らかである。制裁金の10%の減額に加え、手続が迅速化されることにより、事業者はより迅速に違反行為から決別することができ、その結果、当該事業者は評判の低下を最小限にすることができる。(2013年11月22日付けItalianer欧州委競争総局長スピーチ「European competition policy and Japan」より抜粋)

The procedure is convenient both for the Commission and for the companies involved. For the Commission, the workload is reduced significantly. This means we can free resources for other tasks – such as investigating cartels – which increases our deterrence.

Because the companies admit liability, the likelihood of subsequent litigation in the European Courts is absent or very small.

The benefits are also clear for companies. In addition to a ten per cent reduction of fines, the increased speed of the procedure allows them put the infringement behind them more swiftly, so that they can minimise reputational damage.

最初の和解手続による事件処理は2010年になされ、4年が経過した現在、この新たな手続は既に我々の業務にいい影響を与えてきたとすることができる。今日、多くの企業が、自社の評判の低下を抑え、事業運営を刷新し、また、できるだけ早く平常に戻るため、和解を選択している。(2014年9月10日付けAlmunia欧州委副委員長(競争政策担当)スピーチ「Looking back at five years of competition enforcement in the EU」より抜粋)

The first case was settled in 2010. Four years later, I can tell you that the new procedure has already had a positive impact on our practice.

Many companies today prefer to settle to limit the damage to their reputation, clean up their operations, and go back to business as quickly as possible.

本ラウンドテーブルでの議論の結果、カルテル事件における和解手続の潜在的な利益について、次のような合意が得られた。つまり、競争当局においては、「より十分な(和解手続に入れば簡素化されるはずの)」手続によりカルテル事件を調査・起訴し、十分に理由づけがなされた詳細な決定を作成し、及び(又は)裁判所に提訴するために必要となるリソースを節約できることである。違反事業者においては、その主要な利益は、制裁金が減額されること、明確なタイムフレームの中で受け入れ可能な解決策にたどり着くことが容易にできること、及び、経営の妨げとなり、評判を落としかねない長期間かつ高コストの調査及び訴訟を回避できることである。そして一般の人々においても、競争当局が節約されたリソースを次のカルテル事件の調査や起訴に投入することができ、これにより最終的には抑止力が高まることになるため、和解手続から利益を得ているといえることである。(2008年OECD Policy Roundtables「Experience with Direct Settlements in Cartel Cases」のEXECUTIVE SUMMARYより抜粋)

The roundtable discussion showed widespread agreement on the potential benefits of settlements in cartel cases: competition authorities can save resources that they would otherwise need to investigate and prosecute a cartel in a “fuller” procedure, produce fully reasoned detailed decisions, and/or litigate cartel cases before courts. For defendants, major benefits include a reduced fine, greater ability to reach an acceptable resolution in a defined time frame and the ability to avoid a lengthy, costly investigation and litigation that can distract management and generate negative publicity. The public should also benefit from settlements as competition authorities can use freed-up resources to investigate and prosecute additional cartels, which should ultimately increase deterrence.

1. 制度

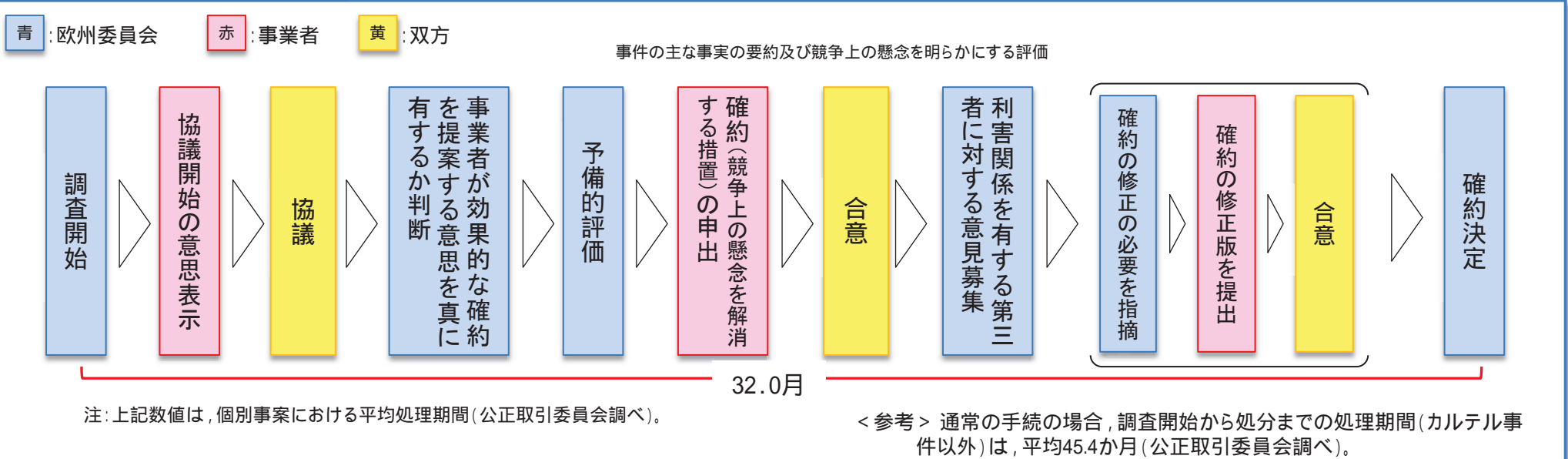
導入時期: 2005年5月施行

確約手続(commitment procedure)とは、事業者が、欧州委員会の指摘する競争上の懸念を解消する措置を自主的に申し出て、その内容について欧州委員会が合意した場合に、約束した措置の実施を法的に義務付ける行政処分(確約決定)を行うまでの一連の手続。

目的は、競争上の懸念を効率的かつ効果的に解消すること。

対象となる行為類型は、競争制限的協定・協調的行為及び市場支配的地位の濫用行為(EU競争法第101条及び第102条事件)。ただし、制裁金を科すことが適当な事件は対象外であり、執行方針によりカルテル事件は明示的に対象外とされている。

2. 手続(基本的な流れ)



3. 効果等

通常最終決定が違反行為を認定するのに対し、確約決定は違反行為が存在したか否か、又は存在するか否かについて判断せず(制裁金も科さず)審査を終結させる。

事業者が約束した措置を実施しない場合には、欧州委員会は、制裁金(前事業年度の売上高の10%以下)、又は履行強制金(1日当たり前事業年度の日割り売上高の5%以下)を科すことができる。

決定の基礎となる事実发生重大な変更が生じた場合、事業者が約束に反する行為をした場合又は 確約決定が当事者が提供した不完全、不正確、又は誤解を与える情報に基づいていた場合、欧州委員会は調査を再開することができる。

4. メリット

- 欧州委員会にとってのメリット： 競争上の懸念の効率的かつ効果的な解消（迅速かつ柔軟な是正措置）及びこれによるリソースの節約
リソースを他の事件に投入することによる抑止力の向上と法執行全体の効率化
訴訟回避
- 事業者にとってのメリット： 違反行為が認定されないこと
制裁金の回避
手続の迅速化によるリソースの節約
私訴リスクの軽減

(出所) 欧州委員会「Antitrust Manual of Procedures」(2012年3月)を基に公正取引委員会作成

5. 運用状況

確約手続が導入された2004年5月から2014年9月までの間に決定が採択された確約手続の対象となり得る事件56件のうち、35件が確約手続により処理されている。

(出所) 内閣府大臣官房独占禁止法審査手続検討室調べ

6. 事件例

< 事件概要(2012年12月12日, 2013年7月25日決定) >

出版社5社(Penguin, Hachette, Harper Collins, Holtzbrinck/Macmillan, Simon & Schuster)とApple社が、契約形態を卸売モデルから代理店モデルへと移行させる合意をすることにより、価格決定権が出版社側に移り、電子書籍における競争を制限するおそれがあった事案

< 確約決定の主な内容 >

出版社とApple社の代理店契約を終了すること

出版社は、Apple社以外の小売業者との間で締結した、小売業者による電子書籍の小売価格設定等を制限する契約又は最恵国待遇条項(最安値での販売を保障させる条項)を含む契約を終了すること

出版社は、2年間、小売業者の電子書籍の価格設定等の権限を制限しないこと

出版社は、5年間、最恵国待遇条項を含む電子書籍の販売に関する契約を締結しないこと

EUの確約手続

7. 評価

制裁金及びその他改善措置は欧州委によって課せられるものである一方、確約は事業者によって自主的に提示されるものである。これは、事業者側の協力的な姿勢をもたらすことを意味するので、私は常に望ましいことだと思っている。(中略)

反競争的慣行に関わったほとんどの事業者が、会社の利益及び評判を守る一番の解決策を望むことは、我々の経験から明らかとなっている。事業者が確約を提示すれば、当該事業者は、その誓約には相当のコストが伴う可能性はあるにしても、制裁金を支払うことはない。また、迅速に、ここが重要なのだが、法違反を犯したと正式に我々が判断する前に事件を終わらせることができるため、事業者は確約手続に進むことを選択する。事業者が不正行為を自認せずに確約を提示するほうが、制裁金を課されるよりも、正当であると説明することははるかに容易である。(中略)

我々が何件もの確約決定を採択する1つの理由は、確約が市場に最も利益をもたらすのであれば、我々もまた迅速に結論を下すことを好むからである。ハイテク産業や動きが速い市場等の特定の産業にとって、競争が迅速かつ効果的に回復することは非常に重要である。(中略)

我々は確約決定が、単一市場(Single Market)における良い競争環境を保つための素晴らしいツールであり、事業者にとって好ましい選択肢であると考えている。(2013年3月8日付けAlmunia欧州委副委員長(競争政策担当)スピーチ「Remedies, commitments and settlements in antitrust」より抜粋)

... fines and other remedies are imposed by the Commission; whereas commitments are offered voluntarily by the company. This means that commitments invite a cooperative attitude on the part of the companies, which I always regard as a good thing. ...

Our experience shows that most companies implicated in anti-competitive practices go for the solution that can best protect their interests and reputation. When companies offer commitments, they will not pay fines – although the pledges they take with us can cost them quite a bit. They choose this option also because they can close the case faster and – importantly – before we formally find that they have broken the law. Offering commitments without any acceptance of wrongdoing is much easier to justify than receiving a fine.

... Why do we take many article 9 decisions? One reason is that we too prefer to conclude cases swiftly when this brings the most benefits to the markets. In certain industries – such as high-tech and fast-moving markets – it is important that competition is restored quickly and effectively. ...

We have seen that article 9 decisions have been an excellent tool to keep good competitive conditions in the Single Market and that they are a favourite option among companies.

確約決定が、我々が調査している事業者にのみ利益をもたらすものではなく、反競争的行為に苦しむ事業者、納税者、消費者及び経済一般にとっても利益をもたらすものであることは明らかである、と私は考えている。確約決定には基本的に2つの重要な利点がある。すなわち、競争上の懸念に対し、事業者が妥当かつ個別の事案に応じた解決策を提示することができるという点と、そのような懸念が禁止決定よりも迅速に解決されるという点である。(2013年12月11日付けItalianer欧州委競争総局長スピーチ「To commit or not to commit, that is the question」より抜粋)

... I think it is clear that commitment decisions offer advantages not just to the businesses we are investigating, but also to market players who are suffering from anticompetitive behaviour, to tax payers, consumers and the economy in general. There are basically two key advantages to commitment decisions: First of all, they can offer sound, tailor made solutions to competition concerns. Second, such concerns can be solved more quickly using commitment decisions than prohibition decisions.